

幕別町農業・農村振興計画検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幕別町附属機関設置条例(令和2年条例第11号)に基づき、幕別町農業・農村振興計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 幕別町農業・農村振興計画の策定に関すること。
- (2) 幕別町農業・農村振興計画の見直しに関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要とする事項に関すること。

(委員)

第3条 委員は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 委員会は、委員のほかオブザーバーを若干名置くことができる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集する。

(意見等の聴取)

第5条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に庁舎内プロジェクトチームとして作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる職にある者(以下「部会員」という。)をもって組織する。
- 3 作業部会は、委員会に提案すべき見直し案について調査及び検討を行うものとする。
- 4 作業部会の部会長は、経済部農林課長をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じて作業部会を招集し、その議長となる。
- 6 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 7 作業部会は、部会員のほかオブザーバーを若干名置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済部農林課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(幕別町農業・農村振興計画検討委員会要綱の廃止)
- 2 幕別町農業・農村振興計画検討委員会要綱(平成30年要綱基準等第26号)は、廃止する。

別表1 (第3条関係)

役職	所属・職名
委員	幕別町農業協同組合 参事
〃	札内農業協同組合 管理部長
〃	忠類農業協同組合 参事
〃	帯広大正農業協同組合 参事
〃	幕別町農業協同組合 畑作事業部会の代表者
〃	札内農業協同組合 野菜部会の代表者
〃	忠類農業協同組合 酪農協議会の代表者
〃	帯広大正農業協同組合 馬鈴薯部会の代表者

〃	北海道指導農業士
〃	十勝農業改良普及センター十勝南部支所長
〃	十勝農業改良普及センター十勝東部支所長
〃	幕別町農業委員会 会長
〃	幕別町経済部長
〃	幕別町忠類総合支所長

別表2（第6条関係）

役職	所属・職名
部会長	幕別町経済部農林課長
部会員	幕別町経済部農林課参事
〃	幕別町忠類総合支所経済建設課長
〃	幕別町農業委員会事務局長
〃	幕別町農業振興公社 事務局長